

小平市立小平第十小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどのこどもにも、どの学校でも起こりうる」「どのこどもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、警察や関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。また、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

＜いじめの定義＞ いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 主な取組

(1) 日常的教育活動の充実

- ①道徳の学習を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育む。また、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。併せて、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする指導を行う。いじめは絶対に許されないことを自覚するために、「いじめ総合対策【第2次】」（学習プログラム）に基づき「いじめに関する授業」を年3回実施する。（6月、11月、2月）

- ②他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- ・毎週金曜日の全校読書タイム、読み聞かせ、読書ファイルの取組などにより、読書活動を推進する。
- ・なかよし班遠足（5月）、なかよし班遊び、なかよし班による全校清掃を、年間を通して行い、異学年交流活動の充実を図る。
- ・学校や学級をこどもたちにとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする場にするため学級会等、特別活動を推進する。児童同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組、児童同士が互いの良さを認め合い信頼を高めることができる取組を、年間を通して行う。

- ③児童自身の主体的な参画によるいじめ問題や防止に向けた取組を行う。

- ・特別活動を中心に、自分たちでその解決策を立て、実行し、評価・改善していく取組を、年間を通して行う。

- ④家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。月1回土曜日に行われる「学校で遊ぼう」やその他の青少対の行事「放課後子どもクラブ」の活動などを通して、地域の方とかかわり、いろいろな経験を重ね、自己有用感や自己肯定感を高めている。

- ⑤全校朝会で校長が、いじめ防止にかかわる講話を行う。それを受けて各担任が周知徹底を図る。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ①「いじめ防止対策委員会」を設置して、日常的、定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。

＜いじめ防止対策委員会構成員＞

校長・副校長・生活指導主任・人権担当教員・特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、担任、スクールカウンセラー

また、「いじめ防止対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチームや外部専門

家と連携する。

- ②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施するとともに、「いじめ発見のチェックシート」を年3回活用し、いじめの確実な発見に努める。また、「いじめをしない・させないためにじぶんができること」「いじめをなくそう、まえむきプロジェクトポスター」などの作成の取組を、全学級、全委員会、全クラブで実施し、いじめを許さず、自分もほかの人のことも大切にする態度を育てる主体的な活動を行う。
- ③年3回の「ふれあい月間」の「いじめに関する児童アンケート」を行った後、気になる児童について、必ず教職員と児童との面談を実施し、学年間、専科教員、同フロア教員等全教職員と情報を共有する。
- ④スクールカウンセラーによる第5学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ⑤いじめ防止に関する校内研修を、年3回実施する。
- ⑥毎日学年間で、その日に起こった児童のトラブルの情報を共有し、生活指導主任に報告する。生活指導主任は報告記録を作成し管理職に提出する。いじめやいじめに発展する恐れのある案件は「いじめ実態調査票」に記入した上で市の教育委員会に提出する。
- ⑦学校だよりや学校ホームページなどを通じて、市、教育委員会によるいじめ防止等のための広報及び相談窓口を周知し、家庭及び地域住民にいじめ防止への積極的な関わりを促す。

(3) インターネットやスマートフォンを利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り等、保護者の協力を依頼する。（SNS 十小ルール）
 - ・セーフティ教室では、全学年に対し情報モラルの指導を行うとともに、保護者・地域の方・教職員を対象とした意見交換会を実施し、家庭と連携したルール作り等、保護者・地域の方の理解と協力を依頼する。
 - ・情報教育の年間指導計画に基づき、情報モラルの指導を徹底する。
 - ・GIGA ワークブックを活用した安全指導を、全学級年2回実施する。
- ②インターネット上の問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって小平市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に迅速に連絡する。
- (2) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、別室による学習支援やオンライン授業等落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に対して直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) 児童の生命が、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、警察や児童相談所等と適切に連携し、毅然とした態度で指導を行う。
- (5) いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ防止対策委員会」が児童の状況等を総合的に検討した上で校長が判断する。
- (6) いじめが解消されたと判断したのちも日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援を行う。

4 重大事態への対処

- (1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合は速やかに教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (2) 学校いじめ対策委員会を開き、調査方針の決定及び保護者への説明、事実関係の聴取及び整理、再発防止に資する対応策の検討、報告書の作成、取りまとめなどを実施する。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。